

大規模氾濫に関する氷見地区減災対策協議会 規約

(設 置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく「大規模氾濫に関する氷見地区減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、氷見地区の県管理河川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、仏生寺川、上庄川、余川川、阿尾川、宇波川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する

取組事項について協議し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（ 会議の公開 ）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（ 協議会資料等の公表 ）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（ 事務局 ）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

（ 雑則 ）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（ 附則 ）

第11条 本規約は、平成29年 6月 1日から施行する。

改正 平成30年 5月16日

改正 令和元年 5月24日

改正 令和2年 5月27日

改正 令和3年 5月20日

改正 令和7年 5月26日

別表1

大規模氾濫に関する氷見地区減災対策協議会 構成員
氷見市長 高岡市消防本部 氷見消防署長 富山県高岡土木センター 氷見土木事務所長 富山県高岡農林振興センター 所長 富山県 土木部 河川課長 富山県 土木部 砂防課長 富山地方気象台長
<オブザーバー> 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 北陸電力株式会社 高岡支店

別表2

大規模氾濫に関する氷見地区減災対策協議会 幹事会 構成員
氷見市 防災・危機管理監 氷見市 ふるさと整備課長 高岡市消防本部 氷見消防署 副署長 富山県高岡土木センター 氷見土木事務所 所長代理 富山県高岡農林振興センター 管理検査課長 富山県 土木部 河川課主幹 富山県 土木部 砂防課主幹 富山地方気象台 防災管理官
<オブザーバー> 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 北陸電力株式会社 高岡支店